

主 文

本件再審の訴を却下する。

訴訟費用は再審原告の負担とする。

理 由

職権をもつて調査すると、本件再審の訴は、当庁昭和二八年（オ）三九三号建物収去土地明渡請求上告事件につき昭和三〇年十一月一日第三小法廷の言渡した判決に対して判決に影響を及ぼすべき重要な事項につき判断の遺脱あることを事由として昭和三十一年五月九日提起されたものであるが、前示上告事件の判決正本は昭和三〇年十一月二日上告代理人弁護士世良田進に送達されているのである。そして、本件で主張されている所論判断の遺脱というような再審事由は、その事柄の性質上通例原判決正本の送達を受け一読すれば、容易に覚知し得る筈のものであり且つ弁護士たる代理人は自己が判決正本の送達を受けるや直ちにこれを閲読し遅滞なく再審事由を上告人本人に告げるのが当然であるから、特段の事情のない限り再審原告本人は右に要する時間的余裕をも含めた前記送達当時所論判断の遺脱があつたことを知り得たものとなさざるを得ない。しかるに、本件再審理由によれば、上告判決正本の送達あつた直後その正本が直ちに再審原告本人の手中に歸し、同原告自身の法律上の知識の欠缺により代理人に依頼する時機が遅れたものであつて、再審事由を知つたのは昭和三十一年四月二〇日であるというのである。しかし、前記上告判決正本は、前述のごとく昭和三〇年十一月二日弁護士たる代理人に送達され、本件再審理由によれば、その後直ちに再審原告本人の手中に歸したというのであるから、仮りに弁護士たる代理人が全然判決正本を閲読せずまた、再審原告本人が法律上の知識に欠缺があつたとしてこれらを考慮に入れても、その後五ヶ月余を経た昭和三十一年四月二〇日に至つて初めて再審事由を覚知したとの主張は首肯し難く、その他特段の事情あることの主張、立証がないから、本件再審の訴は、再審原告本人が再審

事由を覚知した後三〇日を経過した後に提起したものとなさざるを得ない。果たして、然らば、本件再審の訴は、不変期間経過後に提起された不適法の訴として民訴四二三条、三九六条、三八三条によりこれを却下すべく、訴訟費用の負担につき民訴八九条を適用し、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下	飯	坂	潤
				夫